

議事日程第1号

令和2年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和2年6月12日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 令和元年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 3) 令和元年度錦江町一般会計継続費逡次繰越計算書の報告
- 4) 監査の結果報告
- 5) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について  
(令和元年度錦江町一般会計補正予算(第8号))  
(町長提出)

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
(錦江町税条例等の一部を改正する条例)  
(同上)

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)  
(同上)

日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第1号))  
(同上)

日程第9 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(令和2年度錦江町一般会計補正予算(第2号))  
(同上)

- 日程第 10 議案第 26 号 令和 2 年度錦江町一般会計補正予算（第 3 号）について  
（ 町 長 提 出 ）
- 日程第 11 議案第 27 号 令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）について  
（ 同 上 ）
- 日程第 12 議案第 28 号 令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算  
（第 1 号）について  
（ 同 上 ）
- 日程第 13 議案第 29 号 錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 14 議案第 30 号 錦江町税条例の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 15 議案第 31 号 錦江町手数料条例の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 16 議案第 32 号 錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 17 議案第 33 号 錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 18 議案第 34 号 錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 19 議案第 35 号 錦江町町長等の給与の特例に関する条例について  
（ 同 上 ）
- 日程第 20 議案第 36 号 令和 2 年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結に  
ついて  
（ 同 上 ）

## 令和2年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和2年6月12日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	厚ヶ瀬 博文	
	2番	浪瀬 亮祐	
	3番	染川 金治	
	5番	池迫 重利	
	6番	池田 行徳	
	7番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	中野 徳義	
	12番	馬込 守	
	13番	水口 孝俊	
	不応招（欠席）議員	8番	笹原 政夫

<b>地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</b>			
町 長	木 場 一 昭		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総務課長	舞 原 利 博	住民生活課長	鶴 園 健 郎
政策企画課長	新 田 敏 郎	観光交流課長	中 島 裕 二
未来づくり課長	高 崎 満 広	産業建設課長	田 中 弘 朗
保健福祉課長	池 之 上 和 隆	農業委員会事務局長	落 司 毅
住民税務課長	川 路 洋 志	教 育 課 長	今 熊 武 朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸	財政管財係長	山 王 洋 介
建 設 課 長	岩 下 和 文	総務チームリーダー	坪 内 裕 二 郎
産業振興課長	宮 園 守		
職務のため出席した者			
議会事務局長	富 尾 俊 一		

## 令和2年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和2年6月12日（金）午前10時00分  
錦江町議会議場

### （開 会・開 議）

水口議長 ただいまから令和2年第2回錦江町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。ここで欠席届につきまして、笹原議員から、本会議欠席の届け出がございました。ご報告いたします。

### （日 程 報 告）

水口議長 本日の議事日程はあらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。本定例会においては、質問、答弁以外はマスクの着用をお願いいたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

水口議長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、5番池迫君、7番川越君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

水口議長 日程第2「会期決定の件」を議題にいたします。お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から6月23日までの12日間にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月23日まで12日間に決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告

水口議長 日程第3「諸般の報告」を行います。  
閉会中における事務の概要は、お手元に配付いたしました報告書の通りでございます。

次に、令和元年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が提出されましたので、お手元に配っております。ご了承願います。

次に、令和元年度錦江町一般会計継続費繰越計算書の報告が提出されました。お手元に配っております。ご了承願います。

次に、監査委員から令和2年3月10日、4月14日、5月15日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情はお手元に配りました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

水口議長

日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。木場町長。

木場町長

はい。

[木場町長、登壇]

木場町長

皆さんおはようございます。6月議会を招集いたしましたところ皆様にはご出席いただきありがとうございます。3月議会以降の行政報告申し上げます。

会議等の参加状況につきましては、別紙の報告のとおりでございます。例年3月末、4月初めには小中学校の卒業式入学式あるいは各種団体の総会等、行われるわけでございますけれども、今年はコロナ感染防止の観点から、また、緊急事態宣言発出などによりほとんどの会合、総会が中止、あるいは紙面決議でなされてきました。町におきましても、新型インフルエンザ等対策会議を6回開催し、感染拡大防止に向けた取り組みを行ってまいりました。

定額特別給付金につきましては、5月1日から申請書を発送し、5月末現在で95%を超える町民の方々に、振り込みは完了したところであります。

また6月14日予定しておりました燃ゆる感動鹿児島国体、錦江町でのデモンストレーション競技でありました真向法体操につきましては4月30日、中止を決定したところであります。そして昨日の県議会におきまして、三反園知事が今年開催を断念した旨、発表がございました。本町が抱えている自転車競技においても、今後の行方が気になるところでございます。

今年3月、花植えボランティアを募集いたしましたところ、44名の応募がありまして、コロナの関係で取り組みが遅くなりましたけれども、国道269号線、城ヶ崎交差点付近、大根占警察署から以南の国道の東側の植え込みを、道路占用許可申請を行い、町で植え込み管理をすることになりました。5月23日、除草作業や土の入れ替えを行い、6月7日に植栽を行ったところであります。今後も町内の美化活動に町民の協力をいただきながら、さらに進めていきたいと思っております。

3月、4月、5月は、コロナ感染防止の観点から団体での活動も抑制されてきましたが、今後もコロナ感染拡大防止対策を継続しながら、アフターコロナの経済復興対策に向けて、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

なお、コロナ対策に関しまして、田代出身の清藤隆雄さんから300万円、白玉醸造さんからふるさと納税返礼品として魔王300本と送料を寄附していただきました。この場をかりてお礼と報告にかえさしていただきたいと思っております。

以上、3月議会以降の主な事業について報告をいたしました。行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これで、行政報告は終わりました。

#### 日程第5 承認第1号

水口議長

日程第5、承認第1号「専決処分した事件の承認について（令和元年度錦江町一般会計補正予算第8号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第1号「専決処分した事件の承認について」説明申し上げます。

令和元年度錦江町一般会計補正予算第8号につきましては、補正総額は580万4千円の減額で、累計は72億3,376万9千円となりました。歳出につきましては、ふるさと納税基金元金積立2,209万7千円の増額、GIGAスクール構想事業1,858万8千円の減額が主なものでありその他町債充当事業の財源区分の変更であります。歳入につきましては、自動車重量譲与税209万4千円、特別交付税9,484万7千円及びふるさと納税寄附金1,356万6千円の増額、並びに地方消費税交付金1,125万6千円及び教育費国庫補助金3,481万5千円の減額その他、県支出金及び町債の事業ごとの増減が

主なものでございます。

ご承認くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入2款「地方譲与税」から21款「町債」までと歳出2款「総務費」から、10款「教育費」まで、及び第2表「地方債補正」を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

2番。

水口議長

はい。2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

確認です。14ページ、今町長が言われました企画費のですね、減額で840万。これの中身はですね、前、一般質問でもお聞きしました未来協議会の返戻金等の手数料15%の積立金は含まれておりませんか。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

詳細は未来づくり課長に答弁させます。

水口議長

はい、未来づくり課長。

高崎未来づくり  
課長

浪瀬議員のご質問にお答えいたします。この中には協議会の積み立ての分は含まれておりません。

2番浪瀬議員

はい、了解です。

水口議長

はい、よろしいですか。

2番浪瀬議員

はい。

7番川越議員

はい。

水口議長

はい。7番川越君。

7 番川越議員	はい。お伺いいたしますが、令和元年度のふるさと納税の総額並びに基金総額はどれほどになりますか。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	ふるさと納税は1億8千万円余りだというふうに確認しております。詳細につきましては未来づくり課長に答弁させます。
水口議長	はい、未来づくり課長。
高崎未来づくり課長	川越議員のご質問にお答えいたします。令和元年度のふるさと納税の実績につきましては、寄附件数が6,333件、寄附額が1億8,856万6,568円で行いました。それから令和2年5月31日現在の基金の総額は1億228万8,957円で行います。以上です。
7 番川越議員	はい。
水口議長	はい。7 番川越君。
7 番川越議員	ふるさと納税については、事業内容がある程度制約されておりまして、子どもとか、高齢者、あるいは地域の産業というような形で、活用していくわけですが、令和元年度の主な事業というのがあれば示していただきたいと思っております。
水口議長	はい、木場町長。
木場町長	はい。未来づくり課長に答弁させます。
水口議長	はい、未来づくり課長。
高崎未来づくり課長	令和元年度のふるさと納税を充当した事業につきましては、公営塾、未来寺子屋塾でございますが、公営塾に930万円程度、それから小児科、産婦人科オンラインに260万円程度。それから教育委員会のICT困り事、おさらい先生ですが、これに151万円。それからですね、浜園の空き家リノベーションこれに800万円程度充当しております。以上です。
7 番川越議員	はい。



水口議長	はい、7番川越議員。
7番川越議員	合わせてお伺いしますが、元年度の返礼品の発送については、全て済んでおりますか。
水口議長	はい、未来づくり課長。
高崎未来づくり課長	はい、全て終わっております。
水口議長	他に質疑ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
水口議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
水口議長	討論なしと認めます。 これから承認第1号「専決処分した事件の承認について（令和元年度錦江町一般会計補正予算第8号）」の採決をいたします。お諮りします。承認第1号は承認することにご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
水口議長	異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分した事件の承認について（令和元年度錦江町一般会計補正予算第8号）」は承認することに決定いたしました。
	<b>日程第6 承認第2号</b>
水口議長	日程第6、承認第2号「専決処分した事件の承認について（錦江町税条例等の一部を改正する条例）」を議題といたします。 本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。
	〔木場町長、登壇〕
木場町長	承認第2号「専決処分をした事件の承認について」説明申し上げます。

錦江町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、個人住民税関係では、ひとり親に対する税制上の措置、及び、寡婦控除の見直しなど、また、固定資産税関係では、所有者不明の資産について、現に使用者がいる場合は、使用者を所有者とみなす措置等が講じられたことを踏まえ、所要の規定を整備するとともに、その他、条項ずれや、文言等の修正を行うため、当該条例を改正するものでございます。

承認くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから承認第2号「専決処分した事件の承認について（錦江町税条例等の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りします。承認第2号は承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第2号「専決処分した事件の承認について（錦江町税条例等の一部を改正する条例）」は承認することに決定いたしました。

#### 日程第7 承認第3号

水口議長

日程第7、承認第3号「専決処分した事件の承認について（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第3号「専決処分した事項の承認について」説明申し上げます。

錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定の見直し等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の規定を整備するため、当該条例を改正するものでございます。

ご承認くださいますようお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから承認第3号「専決処分した事件の承認について（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。お諮りします。承認第3号は承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第3号「専決処分した事件の承認について（錦江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は承認することに決定いたしました。

#### 日程第8 承認第4号

水口議長

日程第8、承認第4号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算第1号）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第4号「専決処分した事件の承認について」説明申し上げます。

令和2年度錦江町一般会計補正予算第1号につきましては、補正総額は

7億4,887万9千円の増額で、累計は70億223万9千円となりました。歳出につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策における特別定額給付金事業7億4,170万9千円、及び臨時特別給付金事業717万円の増額であります。歳入につきましては、特別定額給付金事業費補助金7億2,900万円、及び特別定額給付金事務費補助金1,270万9千円。並びに臨時特別給付事業費補助金707万円、及び臨時特別給付事務費補助金10万円であります。

ご承認くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入14款「国庫支出金」と、歳出2款「総務費」及び3款「民生費」までを一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番川越議員

はい。

7番川越議員

はい、7番川越君。

7番川越議員

はい。今回の特別定額給付金10万円についてはどこの町よりも早く錦江町は支給をしたいというような、町長の熱意もあり、職員の方も一生懸命されたというふうに思っております。先ほど町長の報告の中から、近々の給付率95%ということで、すごく達成感があるんだなと思ったんですが、あと残り5%についての支給ができない理由というのがあれば教えていただきたいと思っております。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

いろんな事情があって申請をされてないと思うんですが、詳細については、政策企画課長に答弁させます。

水口議長

政策企画課長。

新田政策企画課長

それでは川越議員のご質問にお答えします。

昨日現在、6月11日現在の最新の数値を申し上げますが、給付額でいきますと98.38%、対象人員でいくと、残り82世帯の118名となっております。現在消し込み作業を並行して進めつつ、洗い出しをしているところでは

ございますけれども、長期入院の方々、それから独居世帯の方々がなかなか連絡が付きづらいというお話もお伺いしておりますので、現在その再通知、それから再調査をかけておりますので、来週に、まずは残りの82世帯を対象とした一般的な広報をしつつ、それからそういった個別の洗い出しを進めていく作業をしているところです。最終的に、私どもとしては8月11日が受付期限となりますので、限りなく100%の支給に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

7 番川越議員

はい。

水口議長

はい、7 番川越君。

7 番川越議員

はい、せっかくの10万円でございますので、なるべく全員に行き渡るような努力をしていただいているだろうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

承認第4号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算第1号）」を採決いたします。お諮りします。承認第4号は承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第4号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算第1号）」は承認することに決定いたしました。

#### 日程第9 承認第5号

水口議長

日程第9、承認第5号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦

江町一般会計補正予算第2号)」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

承認第5号「専決処分した事業の承認について」説明申し上げます。

令和2年度錦江町一般会計補正予算第2号につきましては、補正総額は1億5,008万9千円の増額で、累計は71億5,232万8千円となりました。歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策における商店街応援プレミアム商品券事業4,426万6千円の増額などであります。歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金8,177万1千円、ふるさと納税基金300万円及び地域振興基金6,531万8千円であります。

ご承認くださいますようお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入14款「国庫支出金」及び18款「繰入金」と歳出2款「総務費」を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

新型コロナウイルス感染でですね、ここに、中小企業小規模事業者に対しましても支援をいただけるということでありがたいわけですが、20%未満のところにも5万円支給をするというふうに、この前説明があったんですが、20%未満というと1%もでしょうけれども、基本的にこれはコロナウイルス感染対策なんですが、数%のところというのは、年によってですね、変動があったりとかあると思うんですが、その辺をですねどういうふうに数%のところを、コロナウイルスの影響だと判断されるのか。また、もうそれは関係なく減ったところは、1%でも収入減だったところはもう、そのままコロナという名前のもとにそのまま5万円、それでそういう形でいいのか。伺います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

確かに、何%以上何%以下とかいう、そのボーダーラインのところについての判断というのは非常に厳しい、難しいだろうというふうに考えます。

他の市町村では、国が50%を超えるものについては、交付金を国の制度でやる。でも50%に満たないところは、国が制度としてありませんので、それを、それぞれの自治体が行うというのが目的だろうと思います。

20%を超えて50%未満の人たちを応援して、20%以下の被害は、減収があった人たちには、何もやらないっていうのは、これは非常に不公平ではないかなあというふうに感じております。

事業の規模に応じて20%、例えば10%、15%といっても、非常に影響がある事業者さんも非常におられますし、1番この懸案しなければいけないのは、それを基に、例えば事業を辞めようとか、そういう意欲の衰退に及ぶのではないかとということも非常に懸念しております。特に、中山間地域で、小規模な、例えば小売店をやったりとか、いろんなそういう方々が影響は少ないにしても、もうこの際廃業するとか、そういうような意欲を欠くような事態が発生することをなるべく避けたいということもありまして、20%以下の影響を受けたところにも金額を少なくしながら、事業継続していくための応援の意味も含めて、今回支給しようというふうに決したところでございます。

1%、2%の人達をどう判断するかっていうのはなかなか厳しいですけども、それぞれ昨年度の申告なり、そういうのをベースにして聞き取りをした上で判断するしか方法はないというふうに考えております。

2番浪瀬議員

2番。

水口議長

2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

20%未満の人にですね、支給するのが悪いって言ってるわけじゃないわけですよ。問題は、あまり影響がないところを見たときに、一般の町民の方々が、「よかもんじゃ」ち、「おいはお茶を作っちゃえば、まだ低迷しちょっとに貰えないが」と。

またお茶は農業でやりますち、言われるかもしれませんが、お茶はなかなか計算方法も難しいようなことをですね、聞いております。

やっぱり、みんな大変な思いをしてるわけだから。町長が今言われるように、田舎の店が辞めてもらえば困ると、それはこの高齢社会の中で、それはもうその通りですけども、確約があるわけじゃないわけですよ。5万円貰って、5万貰った後に辞めるかもしれないし。

問題は、町民から見たときに「あそこに何か影響があったのけ」と。そう

いうところがですね、不安なんです。「あそこに関係があったたあろかい」と。「もう去年と比べて減っちゃったから」と。不正は皆さんしないかもしれないけど。町民から見て。

私も商工業者でありがたいです。それならそれで出せばいいですけど、やっぱり、その辺はですねもうちょっとこう慎重にした方がよかったんじゃないかと。まあ専決してるわけですから私たちも同意したわけですけど、やっぱり住民の説明にはですね、その辺もちゃんとしていただきたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

住民への説明っていうのもありましたけれども、基本的には、コロナにどの程度影響があったかっていうのを、これはコロナの影響なのか自然災害の影響なのか、そこを見極めるっていうのは非常に厳しい、難しいというふうに私たちも思っております。そういう意味から、本人さんの申請聞き取りに基づいて行うしか方法はないというふうに考えております。給付した後、不正等が発覚したら当然、返金ということも考えておりますので、善良な町民であるっていうことを私どもは信じて、この事業に着手したいというふうに考えております。

2 番浪瀬議員

はい。

水口議長

はい、浪瀬議員。

2 番浪瀬議員

町長が言われるようにですね、みんな疑えばきりがありませんので、その辺は慎重にですね、「あんしはよかったもんじゃ」ち、言われないうようにですね、ちゃんとしていただければもう結構です。回答はいりません。

水口議長

他に質疑ありませんか。はい。木場町長。

木場町長

さっきお茶農家の話がありましたけれども、お茶農家については、国の方で特別な対策を講じられるというふうに聞いておりますので、あえて今回は特にお茶ということについては、特別に申し入れていないところであります。

水口議長

他に質疑ありませんか。

3 番染川議員

はい。



水口議長

はい、3番染川君。

3番染川議員

確認をいたします。

今回50%以上は、国の方で持続給付金があるんですけども、50%未満のところがないということで町の方で対応していこうということですけども、その50%未満のところっていうのは商工業者以外の小規模事業所、農業も含めた形での小規模事業所ということで、理解してよろしいですかね。確認。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

はい、俗に商売をしているっていうところだけではなくて、農業も、当然それに含まれます。ただし、年間の売り上げが200万円を超える、というのが条件としてありますので、例えば1年間の売り上げが、例えば年金をもらいながら1年間に10万円どこかに売ってたと、それが今年は3万円しかなかったから影響があったっていうのはですね、なかなか判断しにくいだろうということで、年間の売り上げが、200万円というのは、条件になっております。

水口議長

よろしいですか。

3番染川議員

はい。

水口議長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから承認第5号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算第2号）」を採決いたします。お諮りします。承認第5号は承認することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分した事件の承認について（令和2年度錦江町一般会計補正予算第2号）」は承認することに決定いたしました。

#### 日程第10 議案第26号

水口議長

日程第10、議案第26号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第3号」についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第26号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第3号」について、提案の説明を申し上げます。

同議案につきましては補正総額6,380万3千円の増額で、累計は72億1,613万1千円となりました。歳出につきましては、コミュニティー助成事業補助金1,080万円、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業における消防団用AED購入費342万7千円。及び総合運動公園施設バリアフリー整備事業2,123万8千円などが主なものであり、その他、人事異動に伴う職員人件費の費目間の調整及び共済費の負担金率の変更による調整を行うものであります。歳入につきましては、コミュニティー助成事業1,080万円。消防団救助能力向上機材資機材緊急整備事業331万1千円。総合運動公園施設バリアフリー整備事業に充当する元気おこし事業、1,061万9千円。及び体育施設整備事業債1,370万円が主なものであり、不足する財源については、1,420万8千円を財政調整基金から繰り入れるものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

水口議長

これから質疑を行います。

第1表「歳入歳出予算補正」の歳入14款「国庫支出金」から21款「町債」までと、歳出1款「議会費」から10款「教育費」まで及び第2表「地方債補正」を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番浪瀬議員

はい、2番。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2 番浪瀬議員

はい。まず1つ目は、16 ページ、農業振興費、特産品ブランディング事業 110 万。これは当初 574 万円組んであったんですが、私は勉強不足かもしれないかもしれませんが、現状としてですね、事業がなかなかこう、目に見えないものですから、それがなんでまた必要なのかと、それから今どういう事業内容がされているのか、どういうふうにしていてどういうふうな効果を出そうとされているのかですね。

それともう1点はですね、トイレです。町長が今言われましたトイレのバリアフリー整備事業、場所はですね、どこの辺なのか、それからまた、どの規模の作りなのか、その辺をですね。それと場所によっては、バリアフリーでしょうから下からの駐車場からの整備も、ちゃんと含まれているのかですね、その辺をお聞きします。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

まず第1点目のブランディング事業につきましては、事業内容については当初予算のときに説明したのと、内容的にはほとんど変わりません。今回の補正につきましては、コロナ関係なので、視察ないし、そういう団体の行動が非常に、現段階で厳しいだろうということで、同じ事業費の中の組み替えをしているところであります。詳細については、産業振興課長に答弁させます。

バリアフリーのトイレにつきましては昨年度も、元気おこし事業で、運動公園の駐車場の1番上の駐車場の広いところを、水洗化いたしました。今年は、茶園の近いところの向こう側の方を整備する予定であります。詳細については教育課長に答弁させます。

水口議長

はい、産業振興課長。

宮園産業振興課長

それでは、答弁いたします。

今のブランディング事業業務委託につきましては、今回につきましてはコロナウイルスの関係上、オンラインによりまして農業経営塾を開催することにしております。今後ですね、新型コロナウイルスの影響が生じる可能性もありますので、委託料の方に組み替えていただきまして、執行していこうというふうに考えております。

それから、結果につきましてはアンケート調査等を塾員にしたところ、やはり、「ためになった。」と。その中で経済的な、それから税務的なものも、受講を開催しましたので、そのような観点でも「大変役に立った。」という意見をいただいております。

それから今後どのようなことをやるかということで、今後ですねいろん

な施設の費用対効果とか、それから経営の内容とか、そして複式簿記とか、そういう部門をやっていきたいと考えております。それから組み替えをした中で、先進地研修の方も実施したいと思っております。何分、20代から30代の若い農業を志す者の集まりですので、できるだけ早いうちに自立できるような、農家を育成していきたいと考えております。

水口議長

はい、教育課長。

今熊教育課長

浪瀬議員の質問にお答えいたします。

総合運動公園のバリアフリー整備事業につきましては、作るトイレの大きさは、今新しく作りました駐車場にありますトイレと同じ規模になります。女子トイレが3つ、多目的の身障とかですね、それが真ん中にありまして、男子は大便器が2つ、小便器が4つというような形になっております。場所的には、今管理棟があるんですけれども真ん中にですね。その横あたりを計画しております。バリアフリーですのでもちろん、下の陸上競技場とか、そういうところから段がなくて入れるようなですね、そういうような形を。今ある、茶園の方が階段を登っていく形になるものですから、下の方に降ろす形を考えております。以上でございます。

水口議長

はい、2番浪瀬君。

2番浪瀬議員

はい、ブランディング事業もですね、コロナの影響で前に進み方もなかなかかかと思うんですが、さっき今、課長が言われたようにですね、できるだけ早いうちに、若い人たちは、また頑張っていけるような、環境づくりそれから内容づくりをしていただければと思います。

それからトイレについてはですね、私も、よく分からなかったから、今日来る時にちょっと寄ってはみたんですが、あそこはなかなか、グランドゴルフは上で出来るようになりましてけれども、いろんな運動会かれこれ、やっぱりトイレが必要なときはですねバリアフリーじゃないと大変だったりしますので、いいのを作っていただきたいんですが、実施設計業務が366万8千円。私の素人考えですけども、今まで見た中で、事業費のですね約15%ぐらいだったんじゃないかなという思いもあるんですけれども、この金額は、高くはないですか。

水口議長

はい、教育課長。

今熊教育課長

はい。お答えいたします。

この委託料の中には監理委託料までですね。はい、含めてあります。大体

200 ちょっとぐらいですかね、それぐらいになろうかと思えますけど。はい。以上でございます。

2 番浪瀬議員 はい、了解。

水口議長 はい、他に。

5 番池迫議員 はい。

水口議長 5 番池迫君。

5 番池迫議員 はい。予算書の 19 ページですけれども、消防施設費の中の、備品購入があるわけですけれども、この中で消防団用の AED が購入ということがあります。今までですねこの AED はほとんどはどの施設もそれだと思えますけれども、リースを今までとってきたと思います。我々もリースより買ったの方がいいんじゃないかというようなことを再三、言ってきたわけですが、リースの方がいいんだというふうな答弁でありましたけれども。今回購入というようなことでありますが、そのいきさつをお願いしたいと思います。どういう考えで購入に至ったのか。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 補助事業を使っていますので、リースじゃなくて購入でないといけないというふうないろんな条件があっただろうと思います。詳細については、総務課長に答弁させます。

水口議長 総務課長。

舞原総務課長 池迫議員の質問にお答えいたします。

今町長が申しあげましたように、今回の購入につきましては、全て備品関係については国の補助事業で購入することになっております。ですので、リース事業は対象外ということになっておりますので、購入という形になります。以上です。

5 番池迫議員 はい、了解。

水口議長 はい、6 番池田君。

6 番池田議員 はい、今のAEDについて関連ですが、この消防団員もですねAEDの講習を受けて、消防署にこうして、分団に配布されるというのは大変いいと思いますが、その他に、公民館等を含め、他に今後、AEDを配置する何か計画はあるのか。

もうひとつ、花瀬公園の修繕料についての説明もあわせてお願いいたします。

水口議長 はい。木場町長。

木場町長 AEDの設置につきましては、以前、池田議員の方からも、なるべく公共施設、人が使うところには設置をするようにというような、質問もいただいていたかと思います。今回、国の補助金があって一斉に消防関係はするんですけれども、他の施設についても、AEDについては、公共性の高いところ、あるいは個人の企業であっても、人が多くいるようなところについては、設置の要請なり、そういう働きかけは引き続きしていきたいと思います。あと、花瀬公園にAEDを。

6 番池田議員 いや、修繕料、そちらは修繕料。

木場町長 観光交流課長に答弁させます。

水口議長 はい、観光交流課長。

中島観光交流課長 はい。池田議員の質問にお答えいたします。

この花瀬公園の修繕費でございますが、当初予算特別委員会の中で議員の中からご指摘がございました。バンガロー村の転落防止柵の設置と修繕等を計上しております。44メーターを計上しております。以上です。

水口議長 はい、6番池田君。

6 番池田議員 はい。AEDにつきましては、考えましたところ、各公民館あるいは分団に配布、それから大原小学校あたりは大原校区に、強いて言えば、あるんですが、距離の離れた、例えば内ノ牧あるいは重岳とかあります、こういうところでは、新田というところがまたその地区の中心地でもありますので、先々はやっぱり錦江町の地図を見て、宿利原であってもどこであっても、距離的にちょっと遠い、時間的に遠いというところがあれば、そこにも重点的にAEDが今後、配布の必要があるのではないかと考えます。

それと花瀬公園、この奥花瀬の駐車場のトイレの方も早く、作ってもらい

たいと思いますので、今のは、スロープだと思いますが、そちらの方も合わせてよろしくお願ひします。終わります。いいです、回答は。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

ページは7ページですが、7款1項1目のこの夏祭りの補助金の減額については、コロナの感染防止のために中止になりまして、200万減額がしてございます。それと同額の金額が、役務費の通信運搬費として200万計上がしてあるんですが、これはどういう意味ですか。これは夏祭りをしなかったその経費をもって何かに充てるって意味であれば、この通信運搬費の200万についてはどういう使い方をなさるのか、説明してください。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

先般商工会で夏祭り実行委員会が開催されまして、正式に中止が決定いたしました。当会議には議長も私も染川議員も出席しておりましたけれども、商店街がコロナの関係で売り上げが減っていると。そういうことを踏まえて、夏祭り用200万円の補助金を減額にするわけですけれども、商店が地元商店の活性化を図るために、夏祭りにかかわるように、商品の販売促進のためにこの夏祭りの補助金を使ったらどうだろうかというように、目的が違うので、組み替えをしないといけないということから今回、このような形にしました。詳細については、産業振興課長に答弁させます。

水口議長

産業振興課長。

宮園産業振興課長

それではお答えいたします。  
新型コロナウイルスの影響がありまして、町内事業所の。

7番川越議員

ちょっと聞こえないから、マスクを取って、マイクに近づいてください。

水口議長

マイクを近づけて、それからマスクを外して、お願いします。

宮園産業振興課長

ふるさと納税のですね返礼品の地場産品や、特産品、贈答用として購入を促し、消費の喚起を図ることを目的としております。郵送料につきましては、大体3千円の商品でありますと450円から480円。それから大体200万円の予算がありますと、郵送料として1,500円から1,600円の郵送料が見込んでおります。そのような形で地場産業と申しますか、そういう商品を贈答用として送って、商店街の発展を寄与する意味で、このような事業を創設した

ところですよ。以上です。

水口議長

はい、7番川越君。

7番川越議員

ふるさと納税の返礼品の郵送料をこの200万で、町民の販売促進のために協力しようやっという事で、この200万をこういうふうな形で組み替えられたということですよ。そうすると商工費で組むというのは、夏まつりは商工費でしょうが、ふるさと納税の通信運搬費であれば、もうちょっと違う費目のところで、組み替えをしなければならなかったのではないかとこのように私は思っています。ただ単にここが繰り替えたからここではないということではなくて、当たり前の、事業を行う当たり前の課のですね、予算の方に振り替えて使うべきではないかなというふうに考えていますが、こういった考え方はどうですか。

水口議長

未来づくり課長。

高崎未来づくり  
課長

予算につきましては先ほど言うておりますように、夏祭りがなくなりましたので、その予算を有効に活用するという事で、商工業の振興費に予算はつけておりますけれども、内容につきましてはですね、今回このコロナウイルスによりまして消費が低迷している町内事業者の支援として、町内の皆様がふるさと納税の返礼品っていうのはなかなかこう、購入する機会がございませんので、7月から8月にかけて、お中元のシーズンでもございます。そういったことから町内の地場産品特産品をですね、贈答用として購入していただきまして、町外に送付するときの送料をですね、この200万円の補助金を予算組み替えて支出するよという事で、この事業を今回やるところでございます。以上です。

7番川越議員

この今の説明で了解しますが、予算書の作り方もですよ、ただ通信運搬費というような形ではなくて、これを組み替えたのであればこういうふうな使用の方法をしますよというようにも明確に示していただかないと、やはりこういう質問が出てくるわけですよ。なぜふるさと納税に関するのを商工費で出すのかっていうようなのは、当然の質問だと私は思っておりますので、今後そういった点については流用をしていただき、前もって私達も説明が受けられればいいのかというふうに考えます。以上です。

水口議長

よろしいですか。

7番川越議員

はい。



水口議長

他に質疑ありませんか。はい、9番小吉君。

9番小吉議員

私は、企画費の中ですね、木原自治会の公民館の新設工事ということで890万あるわけですけれども、おそらく木原自治会は大きいですから、とにかくあそこは元気を出すなあという気持ちでおるわけですけれども。

890万の中ですね、朝の会の中で、宝くじの補助金もあったりするんですよというような感じで受けたわけです。それで、この890万の中身をですね、まず教えていただきたいと思います。

それからですね、解体をして、今度は造成をして作れるわけですから、それ相応に総事業費もかかるんじゃないかなと見てるわけですけれども、大体の総事業費を、もしお聞きであつたらですね、教えていただきたいなど。

それと、今、木原自治会、何戸数程あるのかですね、そこら辺のところを教えていただきたいと思います。

水口議長

はい、木場町長。

木場町長

政策企画課長に答弁させます。

水口議長

はい、政策企画課長。

新田政策企画課長

はい。それでは小吉議員のご質問にお答えいたします。

では、予算書11ページの企画費の18節の負担金補助、1,080万の内訳の中の890万というご指摘かと思います。これはコミュニティー助成事業といいまして、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献活動として実施するものでございます。今年度につきましては、木原自治会とのコミュニティーセンター助成事業。全体事業費でいきますと約1,900万程度になりますけれども、申請に係る事業費については1,498万5千960円。これの5分の3の補助率で890万円の助成となっているところでございます。

それから世帯数については大体100世帯前後というようなことで、なっております。

今回につきましては、コミュニティー助成のこのセンター助成事業というのは、県内でも数は限られておりましたので、以前から申請に上がって調整等をしておりましたけれども、当町では、初めてではないかなというようなことで、採択されたところです。従前は議員もよくご存じのとおり、自治会から、机を買ったりとか、カラオケセットを買ったりとか、クーラーをつけたりとか、そういった一般コミュニティー助成事業として100万円程度の事業がいつも実施されているものでございます。以上です。

水口議長 9番小吉君、いいですか。

9番小吉議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第3号」についてを採決いたします。お諮りします。議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和2年度錦江町一般会計補正予算第3号」については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。時間は11時15分より再開いたします。

休 憩 11:02

再 開 11:15

水口議長 それでは休憩を閉じて会議を開きます。

#### 日程第11 議案第27号

水口議長 日程第11、議案第27号「令和2年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号」についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

〔木場町長、登壇〕

木場町長

議案第 27 号「令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同議案につきましては補正総額 203 万 7 千円の増額で、累計は 14 億 2,213 万 4 千円となりました。歳出につきましては、保険給付費の傷病諸費を 100 万円、保健事業費の特定健康診査等事業費を 103 万 7 千円増額するものであります。歳入につきましては、県補助金の保健給付費等交付金 203 万 7 千円を増額するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。

第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳入 4 款「県支出金」と、歳出 2 款「保険給付費」及び 5 款「保健事業費」を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから議案第 27 号「令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号」についてを採決いたします。お諮りします。議案第 27 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号「令和 2 年度錦江町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号について」は原案のとおり可決されました。

## 日程第 12 議案第 28 号

水口議長

日程第 12、議案第 28 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 28 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同議案につきましては、予算総額 1 億 4,591 万 3 千円に変更はありませんが、歳出につきまして、人件費 18 万 7 千円修繕料 40 万円、及び委託料 25 万円を増額し、基金積立金 443 万 7 千円を減額するものでございます。

審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。

第 1 表「歳入歳出予算補正」の歳出 1 款「総務費」から及び 3 款、「基金積立金」を一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから議案第 28 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号」についてを採決いたします。お諮りします。議案第 28 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号「令和 2 年度錦江町簡易水道事業特別会計補正予算第 1 号」については原案のとおり可決されました。

### 日程第 13 議案第 29 号

水口議長

日程第 13、議案第 29 号「錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に

関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 29 号「錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして提案理由の説明を申し上げます。

同議案につきましては、消防団員の公務災害補償の額及び支給方法に関する根拠規定を明確にするため、本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10 番中野議員

はい。

水口議長

はい。10 番中野君。

10 番中野議員

はい、町長にお尋ねしたいと思います。

今現在錦江町の消防団に入団をされている方なんですけれども、住所とですね勤務先が町外なものですから、もし公務災害発生した場合ですね、錦江町として対応をしてくれるのか確認のためにお聞きしたいと思います。

水口議長

木場町長。

木場町長

ちょっと休憩をさせてもらって。

水口議長

はい、休憩。

休 憩 11:23

再 開 11:26

水口議長

休憩を閉じて会議を開きます。

木場町長

中野議員からの質問ですが、町の消防団の規定によりますと、職場か住所が町内にあるっていうのは、団員入団の条件となっておりますので、その方が入団されるときに、こちらに住所あるいは仕事があって、そのあと転出な

いしあるいは職場等が他に移ったんだろうと思われますけれども、そこら辺の手続につきましては、再度ですね、詳細を調べて、報告をさせていただきたいと思ひます。今の状況では、団員の入団規定そのものにちょっと外れるのではないかなということも考えられますので、その分については、追ってまた、議会の会期中に文書で回答させていただくということによろしいでしょうか。

水口議長

中野君、よろしいですか。

10番中野議員

はい、文書で。

最初はですね、入団される時は、錦江町に住所がございまして。それから錦江町を出てですね、今も消防団には入っているんですけども、現在は、勤務地も町外でいらっしゃると。

もしそういう事故があった場合ですよ、後ほどまたいろいろと本人にも迷惑をかけるし。

ここでやっぱり、今日は一応町長の意見を聞いたわけでございますが、今後ちょっと検討をよろしくお願ひを申し上げます。以上で終わります。

水口議長

他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから議案第29号「錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第29号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第29号「錦江町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第30号

水口議長

日程第 14、議案第 30 号「錦江町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 30 号「錦江町税条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、一定の要請に該当する中小企業者に対する固定資産税の軽減、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長、及び町税の徴収猶予制度の特例等の措置が講じられたことを踏まえ、所要の規定を整理するため、本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。

これから議案第 30 号「錦江町税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 30 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号「錦江町税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 31 号

水口議長

日程第 15、議案第 31 号「錦江町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 31 号「錦江町手数料条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同議案につきましては、住民基本台帳法等の一部が改正され、住民票及び戸籍の附票に関する規定が新たに設けられたことから、当該規定に基づく住民票等の除票にかかる交付手数料を定めるとともに、個人番号通知カードの再交付手続が廃止されたことなどを踏まえ、所要の規定を整備するため、本条例案を提案するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第 31 号「錦江町手数料条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 31 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号「錦江町手数料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 16 議案第 32 号

水口議長

日程第 16、議案第 32 号「錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。



本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 32 号「錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同議案につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、被保険者に傷病手当等の支給を促すとともに、国による緊急的・特例的な措置として、当該支給に要した費用について財政的な支援が行われることを踏まえ、所要の規定を整備するため本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第 32 号「錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 32 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号「錦江町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 17 議案第 33 号

水口議長

日程第 17、議案第 33 号「錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 33 号「錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同議案につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正に伴い新型コロナのウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる被保険者に係る傷病手当の支給申請提出の受け付けが町の事務として位置づけられたことから、所要の規定を整備するため、本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第 33 号「錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 33 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 33 号「錦江町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 18 議案第 34 号

水口議長

日程第 18、議案第 34 号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 34 号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

同議案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者層に係る介護保険料の保険料率が引き下げられたことから、所要の規定を整理するため、本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第 34 号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第 34 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第 34 号「錦江町介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 19 議案第 35 号

水口議長

日程第 19、議案第 35 号「錦江町町長等の給与の特例に関する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第 35 号「錦江町町長等の給与の特例に関する条例」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同議案につきましては、新型コロナウイルス感染対策の財源の一部に充

当することを目的に、特別職の令和2年7月1日から同年9月30日までの間における給料月額の特例措置に関する特例措置を規定したいため、本条例案を提案するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

討論なしと認めます。これから議案第35号「錦江町町長等の給与の特例に関する条例について」を採決いたします。お諮りします。議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長

異議なしと認めます。したがって、議案第35号「錦江町町長等の給与の特例に関する条例について」は原案のとおり可決されました。

#### 日程第20 議案第36号

水口議長

日程第20、議案第36号「令和2年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。木場町長。

[木場町長、登壇]

木場町長

議案第36号「令和2年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同議案につきましては、令和2年5月20日に指名競争入札に付した令和2年度水槽付消防ポンプ自動車購入事業につきまして、購入契約を締結するため、錦江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

[木場町長、降壇]

水口議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番川越議員 はい、7 番。

水口議長 はい、7 番川越君。

7 番川越議員 少しお聞きしておきたいと思います。予算に対しての落札率はどれだけであったのかということと、買い替えをされた古い分についての処理についてはどうでしょうかということをお伺いします。

水口議長 はい、木場町長。

木場町長 総務課長に答弁させます。

水口議長 はい、総務課長。

舞原総務課長 川越議員の質問にお答えいたします。  
落札率につきましては、99.15%でございます。また、古い消防ポンプ自動車については競売等により処分をしたいと考えております。以上です。

水口議長 はい、川越君。

7 番川越議員 落札率 99%っていうのはちょっと高いのか低いのか私よくわかりませんが、予算が正確に挙げられていたということであれば、それはそれだと思えますが、こんなふうに高い落札率なんですか。そうすると、あと 4 社ありますが、そんなに違わなかったということですが、よくわからないですけど、その辺を教えてください。

水口議長 はい、総務課長。

舞原総務課長 一応 5 社の業者さんが入札をされまして、1 社の方が予定価格より低く、入札されております。あと 4 社の方々につきましては、30 万円から 270 万円ほどの、高い金額で応札をされているということで、適正な設計額でなかったかと思っております。以上です。

水口議長 はい、よろしいですか。

7 番川越議員 はい。

水口議長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 討論なしと認めます。これから議案第 36 号「令和 2 年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を採決いたします。お諮りします。議案第 36 号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

水口議長 異議なしと認めます。したがって、議案第 36 号「令和 2 年度水槽付消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。次の本会議は 14 日の日曜日一般質問の予定でございますので、申し添えておきます。

散 会 11:45